

# 提出議案説明資料目次

令和7年9月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第49号 箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 ~ 7
2	新旧対照表	議案第50号 箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 ~ 17
3	新旧対照表	議案第51号 箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19 ~ 21
4	新旧対照表	議案第52号 箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23 ~ 25
5	入札調書、見積合せ調書及び図面	議案第60号 工事請負契約の締結について	27 ~ 35
6	入札調書及び図面	議案第61号 工事請負契約の締結について	36 ~ 39
7	変更内容及び図面	議案第62号 工事請負契約の一部変更について	40 ~ 41
8	変更内容及び図面	議案第63号 工事請負契約の一部変更について	42 ~ 44



# 新旧対照表

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による市町村経由事務であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	<u>住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって町長が指定するもの</u>
教育委員会	箱根町育英奨学金条例(平成11年箱根町条例第4号)による奨学金、入学資金及び修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金、入学資金及び修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報であって町長が指定するもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって町長が指定するもの
		<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって町長が指定するもの</u>

旧（改正前）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による市町村経由事務であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
教育委員会	箱根町育英奨学金条例(平成11年箱根町条例第4号)による奨学金、入学資金及び修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金、入学資金及び修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報であって町長が指定するもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって町長が指定するもの

新（改正後）

神奈川県在宅重度障害者等 手当支給条例による市町村 経由事務であって規則で定 めるもの	地方税関係情報であって規則で定める もの
箱根町小児医療費助成に関 する事務であって町長が指 定するもの	住民票関係情報であって町長が指定す るもの
	地方税関係情報であって町長が指定す るもの
	国民健康保険給付関係情報であって町 長が指定するもの
	住登外者宛名情報であって町長が指定 するもの
箱根町ひとり親家庭等医療 費助成に関する事務であっ て町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定す るもの
	地方税関係情報であって町長が指定す るもの
	国民健康保険給付関係情報であって町 長が指定するもの
	住登外者宛名情報であって町長が指定 するもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	箱根町育英奨学 金条例による奨 学金、入学資金 及び修学資金の 貸与に関する事 務であって規則 で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			箱根町印鑑条例(昭和58年箱 根町条例第1号)による印鑑に 関する情報であって規則で定 めるもの
			住登外者宛名情報であって規 則で定めるもの
	箱根町育英奨学 金条例による奨 学金、入学資金 及び修学資金の 返還に関する事 務であって規則	町長	住民票関係情報であって規則 で定めるもの
			戸籍関係情報であって規則で 定めるもの
			住登外者宛名情報であって規

旧（改正前）

	神奈川県在宅重度障害者等 手当支給条例による市町村 経由事務であって規則で定 めるもの	地方税関係情報であって規則で定める もの
	箱根町小児医療費助成に関 する事務であって町長が指 定するもの	住民票関係情報であって町長が指定す るもの
		地方税関係情報であって町長が指定す るもの
		国民健康保険給付関係情報であって町 長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療 費助成に関する事務であっ て町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定す るもの
		地方税関係情報であって町長が指定す るもの
国民健康保険給付関係情報であって町 長が指定するもの		

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	箱根町育英奨学 金条例による奨 学金、入学資金 及び修学資金の 貸与に関する事 務であって規則 で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			箱根町印鑑条例(昭和58年箱 根町条例第1号)による印鑑に 関する情報であって規則で定 めるもの
	箱根町育英奨学 金条例による奨 学金、入学資金 及び修学資金の 返還に関する事 務であって規則	町長	住民票関係情報であって規則 で定めるもの
			戸籍関係情報であって規則で 定めるもの

新（改正後）

	で定めるもの		<u>則で定めるもの</u>
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	<u>住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの

旧（改正前）

	で定めるもの		
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの



# 新旧対照表

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び  
休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）（第1条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第17条（略）

(1)（略）

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

旧（改正前）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第17条（略）

(1)（略）

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第18条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。

新（改正後）

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た額

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院をしたこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、箱根町職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、箱根町職員の給与に関する条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

旧（改正前）

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 19 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、箱根町職員の給与に関する条例第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、箱根町職員の給与に関する条例第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

新（改正後）

第 20 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）（第 2 条関係）  
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、箱根町職員の育児休業等に関する条例第 21 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 箱根町職員の育児休業等に関する条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の

旧（改正前）

第 20 条 第 13 条の規定は、部分休業について準用する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条

新（改正後）

意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2・3（略）

旧（改正前）

において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2・3 （略）



# 新旧対照表

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数（箱根町議会議員又は箱根町長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の8第1項の表法第142条第1項第7号のビラの数の項中同表下欄に掲げる再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

旧（改正前）

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数（箱根町議会議員又は箱根町長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の8第1項の表法第142条第1項第7号のビラの数の項中同表下欄に掲げる再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。



# 新旧対照表

箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する  
基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（園路及び広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(5) （略）

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) （略）

旧（改正前）

（園路及び広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(5) （略）

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) （略）

